

連絡事項等

- ・ ①障がい児地域支援体制整備サポート事業(調査協力のご依頼)
- ・ ②障がい者虐待防止体制の徹底について
- ・ ③加算等変更の届出について
- ・ ④指定更新書類の変更について
- ・ ⑤令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算計画書の提出期限について
- ・ ⑥障害福祉等人材確保・職場環境改善等支援事業補助金について
- ・ ⑦WAMNET、災害時WAMNETについて
- ・ ⑧BCPについて
- ・ ⑨業務管理体制の整備について
- ・ ⑩事故、事件および不祥事等発生時の報告について



1 ① 障がい児地域支援体制整備サポート事業

▼調査対象

障害児通所支援事業所

調査のご協力のほど
お願いいたします



▼内容と目的

(1) 市町の地域支援体制に係る調査と分析

県全域で支援体制の整備を進めるにあたり、各市町の現状と課題を把握することで、
県と市町の役割を整理するとともに、市町の体制整備への取組みを促進することを目的とする

(2) 放課後等デイサービス実態調査

放課後等デイサービスの実態と利用者の保護者ニーズの把握等を行うこと

②-1 障がい者虐待防止体制の徹底について

～ R5年度の福井県における障がい者虐待の状況 ～

▼ 施設従事者における障がい者虐待の相談・通報件数と事実が認められた事例の件数

市町等への相談・通報件数	58件	※昨年より24件増
障がい者虐待の事実が認められた事例の件数	20件	※昨年より7件増
被虐待数	21件	※昨年より横ばい

統計開始以降、最も高い件数であり、全国的に見ても高い数値

▼傾向

- ・ 身体的虐待→心理的虐待→性的虐待→経済的虐待の順が多い
- ・ 被虐待障がい者の障がい種別：知的障がいが多い
- ・ 虐待を行った職種：生活支援員が多い。次いで、管理者・サビ見管・経営者が多い

②-2 障がい者虐待防止体制の徹底について

～ 虐待の発生要因 / 虐待の未然防止の取組 ～

1 「教育・知識・介護技術等に関する問題」(65.4%)

→ ・質の高い支援に取り組む体制づくり(人材育成、研修機会の提供)

2 「職員のストレスや感情コントロールの問題」(55.6%)

→ ・虐待防止責任者を含む、虐待防止委員会の整備
(職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の見直し等)

3 「倫理観や理念の欠如」(54.6%)

→ ・法人や障害者福祉施設等の「理念」「使命」を明確に掲げること
・人権意識が組織として醸成されるには、管理者のゆるぎない意識と姿勢

②-3 障がい者虐待防止体制の徹底について

～ チェックしてみましょう ～

体制は整っているか

- ☐ 倫理綱領、行動規範等を定めている
- ☐ 虐待防止チェックリスト、マニュアルの作成がある
- ☐ 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き等が明確化され周知されている
- ☐ 苦情相談窓口を設置し、苦情解決に努めている

取組は行われているか

- ☐ 虐待防止に関する研修の実施している
- ☐ 知識や技術向上を目的とした研修の実施している
- ☐ 管理者等は、職員の意見や要望を聞く場を設けている
- ☐ 事故・ヒヤリハットの報告書を活用している

③-1加算等変更の届出について

○特例

前年度実績を用いる基本報酬や加算、福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書について

提出期限…令和7年4月15日(火)必着

提出方法…メール(または電子申請)

加算提出用メールアドレス: syogai-2@pref.fukui.lg.jp

(※5MBを超えると届かないこともあるので、分割ください。)

電子申請URL:

(者): <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=bxjGM0I7>

(児): <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=c68v3gZM>

※通常の加算は前月15日までの提出

※詳細は令和7年3月10日付事務連絡参照

(年度末年度始めの基本報酬および加算の届出に係る取扱いについて)

③-2加算等変更の届出について

○**前年度の実績等を基に**届け出る基本報酬 ※報酬区分に変更がなくても提出必須！

- ①就労移行支援
- ②就労継続支援A型
- ③就労継続支援B型
- ④就労定着支援
- ⑤地域移行支援

※就労継続支援A型については、必ずスコア表を**公表**すること

○**前年度実績を用いる**加算 ※変更がある場合は提出必須！

年度当初に算定要件を満たしているか自己点検を行ってください

④指定更新書類の変更について

○指定更新とは…指定を受けてから6年ごとに更新を受けなければ、
期間の経過によってそれらの効力を失う(失効)

→指定更新申請が必要(指定有効期限の1か月前×)

(例)指定有効期限…R7.3.31

→指定更新申請×…R7.2.28

各自、事業所の有効期限を確認し、

必ず締切までに指定更新書類を提出してください

⑤令和7年度処遇改善加算計画書提出期限

継続して算定する場合も毎年度計画書の提出は必要です。

計画書の様式がR7年度より変更となりますので、ご注意ください。

○令和7年4月または5月から算定する場合(特例的な取扱い)

→令和7年4月15日【必着】

※期限に間に合わない場合、算定開始は令和7年6月以降になります。

○令和7年度の途中(令和7年6月以降)から加算を算定する場合

→加算算定開始月の前々月末までに提出

(例:6月1日から算定する場合は4月末日)

○年度途中に対象事業所の追加・区分変更等の変更届を提出する場合

→変更が生じる月の前月15日までに変更届と変更後の計画書を提出

⑥障害福祉等人材確保・職場環境改善等支援事業補助金について

○補助金ホームページ

国： [福祉・介護職員の処遇改善](#) | [厚生労働省](#)

県： 現在準備中

○問い合わせ窓口

問合せ窓口①(国)

- ・窓口名称：障害福祉人材確保・職場環境改善等支援事業 厚生労働省コールセンター
- ・電話番号：050-3733-0230
- ・受付時間：9:00～18:00(土日含む)

問合せ窓口②(県)

現在準備中

○申請手続き等

後日メールにてお知らせいたします

※国の実施要綱等は令和7年3月7日付事務連絡をご参照ください

(障害福祉等人材確保・職場環境改善等支援事業補助金について(その1))

⑦ー1 WAMNET、災害時WAMNETについて

【WAMNETについて】

- 利用者の権利擁護およびサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、指定障害福祉サービス等にかかる情報公開制度が実施されています
- 報告期限
 - (既に指定を受けている事業所)
 - ・毎年度報告開始日: **5月1日**
 - ・毎年度報告期限日: **7月31日**
 - (新規指定事業所)
 - ・報告開始日: **指定を受けた日**
 - ・報告期限日: **指定を受けた日から1ヶ月以内**
- 留意事項
 - ・既に公表されている情報に変更がない場合でも、「**変更がない**」旨の報告が必要となります
 - ※ボタン操作一つで届出が完了する「一括更新」の機能があります
 - ・令和6年度より「情報公表未報告減算」が創設されています。**報告がない場合減算となりますのでご注意ください。**

⑦ー2 WAMNET、災害時WAMNETについて

【災害時WAMNETについて】

- 台風、大雪等の災害発生時に、事業所の被災状況や安否情報を報告し、国・地方自治体と共有を図るためのシステムが運用されています
- 事前の登録について
下記リンクを参照し、連絡先等について事前登録を行ってください。
※事業所の基本情報はWAMネットに登録済みのものが反映されます
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/disastersystem.html>
- 登録内容に変更があったとき
上記に掲載されている「災害時情報共有システムに係る事業所情報登録票」を提出してください。
- 災害発生時の運用について
 - ・台風や大雪、地震等が発生した、もしくは発生が見込まれる場合はシステムを通じて報告依頼のメールが発信されます。メールの案内に従って報告を行ってください。
 - ・被災状況報告は複数回実施可能です。報告後に被害が発生した場合は改めて報告を行ってください。

⑧業務継続計画(BCP)について

【業務継続計画(BCP)について】

- 令和6年4月1日以降、策定が指定基準上の義務となっています。
 - ・未策定の場合、減算の対象となり、指定更新を受けることができません。

【避難計画等の策定について】

- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について
 - ・「浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域」に位置する要配慮者利用施設には計画の策定・訓練が義務づけられています。
 - ・その他、BCPに定める内容に従い避難訓練等の定期的な実施をお願いします。

○原子力災害時避難計画の作成等について

原子力発電所から半径30km圏内(嶺南地区、丹南地区、鯖江市)の障害者支援施設等には避難計画の策定および避難訓練等の実施について協力をお願いしています。

発電所	対象市町(おおむね30km圏内)
敦賀発電所	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市 (、福井市)
美浜発電所	美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、越前町
大飯発電所	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
高浜発電所	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町

⑨業務管理体制の整備について

- 全ての指定障害者(児)施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備に関する届出が必要です
- 変更等ある場合は、必ず変更届をご提出ください。
- 事業所等の所在地によって届出先が分類されます。
(厚生労働省、県、中核市、市町村等)
- 届出については、障害者総合支援法、児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

(参考)県ホームページ「業務管理体制の整備について」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogai-gyoutumukanri.html>

⑩事故、事件および不祥事等発生時の報告について

○事故等が発生した場合には、基準省令に定める「事故発生時の対応」を遵守するとともに、県ホームページ掲載の通知等に基づき、適切な報告・対応を行うこと。

(報告の範囲)

- (1)利用者の怪我または死亡
- (2)食中毒または感染症の発生
- (3)無断外出により警察に行方不明者届をしたもの
- (4)職員(従業員)の法令違反、不祥事等の発生
- (5)その他、報告が必要と認められる事故の発生

(参考)県ホームページ「事故、事件および不祥事等発生時の報告について」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/jikohoukoku.html>

集団指導を終了します。



- はぴりゅう手話LINEスタンプ発売中！
(共生社会Gが作成) 詳細はこちら↑